

# 志方地区外公共下水道整備事業（第2工区）

## 事業者選定基準（案）

令和3年9月

加古川市上下水道局

## 第1章 事業者選定基準の位置づけ

志方地区外公共下水道整備事業(第2工区) 事業者選定基準(以下、「事業者選定基準」という。)は、加古川市上下水道局(以下、「局」という。)が志方地区外公共下水道整備事業(第2工区)(以下、「本事業」という。)の実施にあたって、本事業の契約者(以下、「事業者」という。)の募集・選定を行うのに際し、選定するための方法及び評価基準等を示すものである。

## 第2章 事業者選定の概要

### 2.1 事業者選定の方式

本事業を実施する事業者には、本事業の対象施設の設計・工事監理及び工事に関する技術やノウハウが求められる。事業者の選定にあたっては、提案価格のほかに、技術的な提案内容を評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

### 2.2 事業者選定の方法

事業者の選定は、応募資格審査及び提案内容の審査により行う。

応募資格審査は、応募者の参加資格について審査を行う。

提案内容の審査は、提案価格のほか、要求水準との適合性及び施工計画の妥当性、確実性等の審査を行う。

### 2.3 事業者選定の体制

提案内容の審査にあたっては、局が設置した学識経験者等で構成される「加古川市上下水道施設整備事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において、公平性及び透明性を確保し、応募者の提案内容についての審査を行う。

局は、選定委員会の審査結果の報告をもとに事業契約締結候補者を決定する。

表 2-1 選定委員会 委員

(敬称略)

役職	氏名	所属名	備考
学識経験者	石丸 和宏	独立行政法人国立高等専門学校機構 明石工業高等専門学校 都市システム工学科 教授	
	岸本 直之	龍谷大学 先端理工学部 教授	
有識者	長田 二郎	兵庫県県土整備部土木局 下水道課長	
	上野 敏明	公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター 常務理事	
	高岸 義久	明石市都市局 下水道室長	

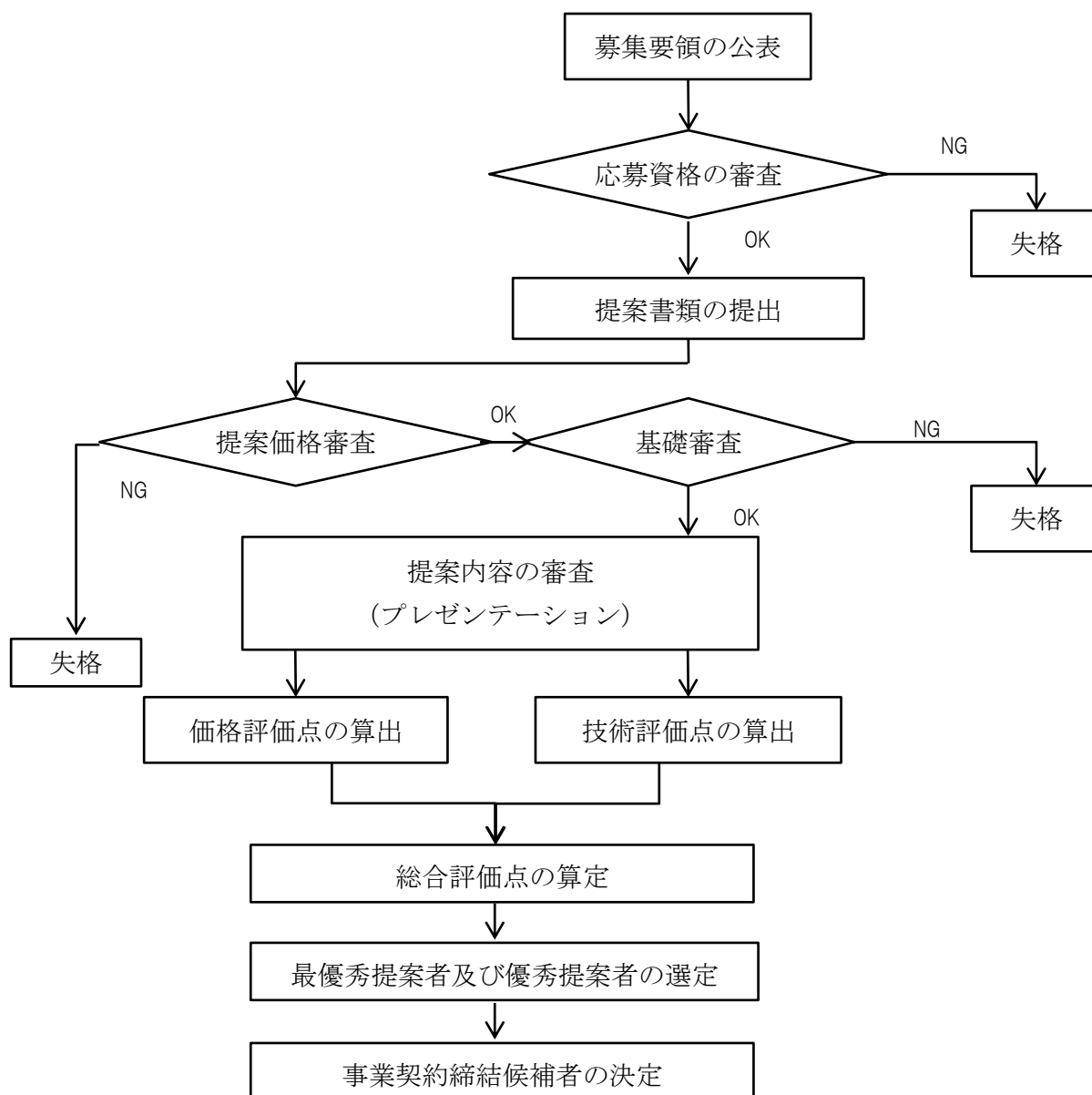
事業者選定基準の公表から事業契約締結候補者決定までの間に、プロポーザルに応募する代表企業及び構成員に次の行為があったときは、当該プロポーザルの応募を取り消すものとする。

- ・選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ・他の応募者と提案内容又はその意思について相談を行うこと。
- ・事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して提案内容を意図的に開示すること。
- ・提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### 第3章 事業契約締結候補者決定の手順

#### 3.1 事業契約締結候補者決定までの手順

事業契約締結候補者決定までの手順は、次のとおりである。



### 3.2 応募資格の審査

#### ① 応募資格審査書類の審査

局は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。

書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

#### ② 応募資格要件の審査

局は、応募者が募集要領に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

審査事項	審査内容
応募資格要件	募集要領「4. 4-1. 応募者に必要な資格」の各項目 設計企業分 4. 4-1. (1) ①～⑨、(2) ①～⑨ 建設企業分 4. 4-1. (1) ①～⑨、(3) ①～③

#### ③ 応募資格審査結果の通知

局は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

### 3.3 提案書類の確認

局は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。

### 3.4 提案内容の審査

#### 1) 提案内容の審査

##### ① 提案価格の審査

局は、応募者が提出した各業務の提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。

##### ② 基礎審査

局は、各業務の提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

③ 局は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、基礎審査で選定されたものにはプレゼンテーションの日程を応募者に伝える。

##### ④ 提案内容の審査

提案価格の審査及び基礎審査後、選定委員会は、その応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

⑤ 技術評価審査

選定委員会は、技術の評価において、応募者が提出した提案内容に対して審査項目及び配点に基づく得点（以下、「技術評価点」という。）を算出する。

審査項目及び配点は、次のとおりとする。

表 3-1 審査項目

	項目		配点 内訳
	大項目	中項目	
技術評価	(1) 会社概要	①設計企業の実績	3
		②工事監理業務の実績	3
		③建設企業の実績	3
		④JV 構成員への地元企業 <sup>※1</sup> の参画	3
		⑤協力企業 <sup>※2</sup> としての地元企業 <sup>※1</sup> の参画	3
	(2) 提案概要	①工事概要（全体工程と工区割）	4
		②近隣住民への対応	8
		③関連機関協議の対応	8
	(3) 設計・施工計画	①設計の手順と工程	4
		②コストに配慮した計画（提案）	8
		③施工困難箇所に対する提案	8
		④工期短縮の提案	8
		⑤提案内容を実現するための対策	4
	(4) 性能に対する安全性	①性能保証を行うための対策等	8
(5) 緊急時の対応	①緊急事態発生時の対応	5	
	小 計		80
価格評価	(6) 提案価格		20
配点合計			100

※1 地元企業：建設業等を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する本社又は本店の所在地が、商業又は法人登記簿において、加古川市内である企業を指す

※2 協力企業：建設業法に規定される下請負人の外、資材業者、警備業者、運搬業者を指す

⑥ 技術評価点の得点化方法

技術評価点は、審査項目ごとに以下のとおり 5 段階の評価を行い、得点化する。

なお、技術評価点は、小数点第 3 位以下を四捨五入し、小数点第 2 位までを求める（うち会社概要は除く）。

判断基準	評価	得点化方法
特に優れている	A	配点×1.00
優れている	B	配点×0.80
標準的（従来の一般的な手法）である	C	配点×0.60
実現に軽微な課題を含んでいる	D	配点×0.40
実現が非常に困難である。又は提案内容の記載がない場合	E	配点×0.00

⑦ 価格評価点の得点化方法

価格評価点は、次の方法により得点化する。

価格評価点 = 18 点 × (全応募者の提案価格(下記に示す得点化を実施しない価格を除く)のうちの最低提案価格(税抜) ÷ 各応募者の提案価格(税抜))

なお、価格評価点は、小数点第 3 位以下を四捨五入し、小数点第 2 位までを求める。

ただし、提案価格が見積上限価格の 80% を下回る場合は、その提案に係る価格評価点（配点 18.0 分）は上記算出に基づく得点化を実施しない（0 点評価）。また、提案価格の外、コスト削減に関する提案に関して、その削減額に応じて最大 2 点までの得点化を行い、価格評価点は合計 20 点とする。

2) 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定

① 総合評価点の算定

各応募者について、技術評価点及び価格評価点を合計し、総合評価点(100 点満点)を算出する。

② 最優秀提案者等の選定

各応募者の提案のうち、総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、その応募者を最優秀提案者に選定する。また、総合評価点が、最優秀提案の次に高い提案を優秀提案とし、その応募者を優秀提案者に選定する。

ただし、総合評価点（小数点第 3 位以下を四捨五入し、小数点第 2 位までを求めたもの）が同点の時は、技術評価点が最も高い応募者を選定する。

なお、技術評価点が 48 点（60%）に達しない場合又は、表 3-1 審査項目の大項目における (4) 性能に対する安全性又は (5) 緊急時の対応において得点が 0 点の場合は、最優秀提案及び優秀提案として選定しない。

### 3.5 事業契約締結候補者の決定

局は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の事業契約締結候補者に、優秀提案者を次点候補者に決定する。